

官民土地境界確定・道路区域確定の手引き

1. 「官民土地境界確定申請」と「道路区域確定申請」について

本町（建設課所管）が所有する公共用地（里道・水路等を含む）や管理する道路区域の境界明示を行っています。

(1) 官民土地境界確定申請

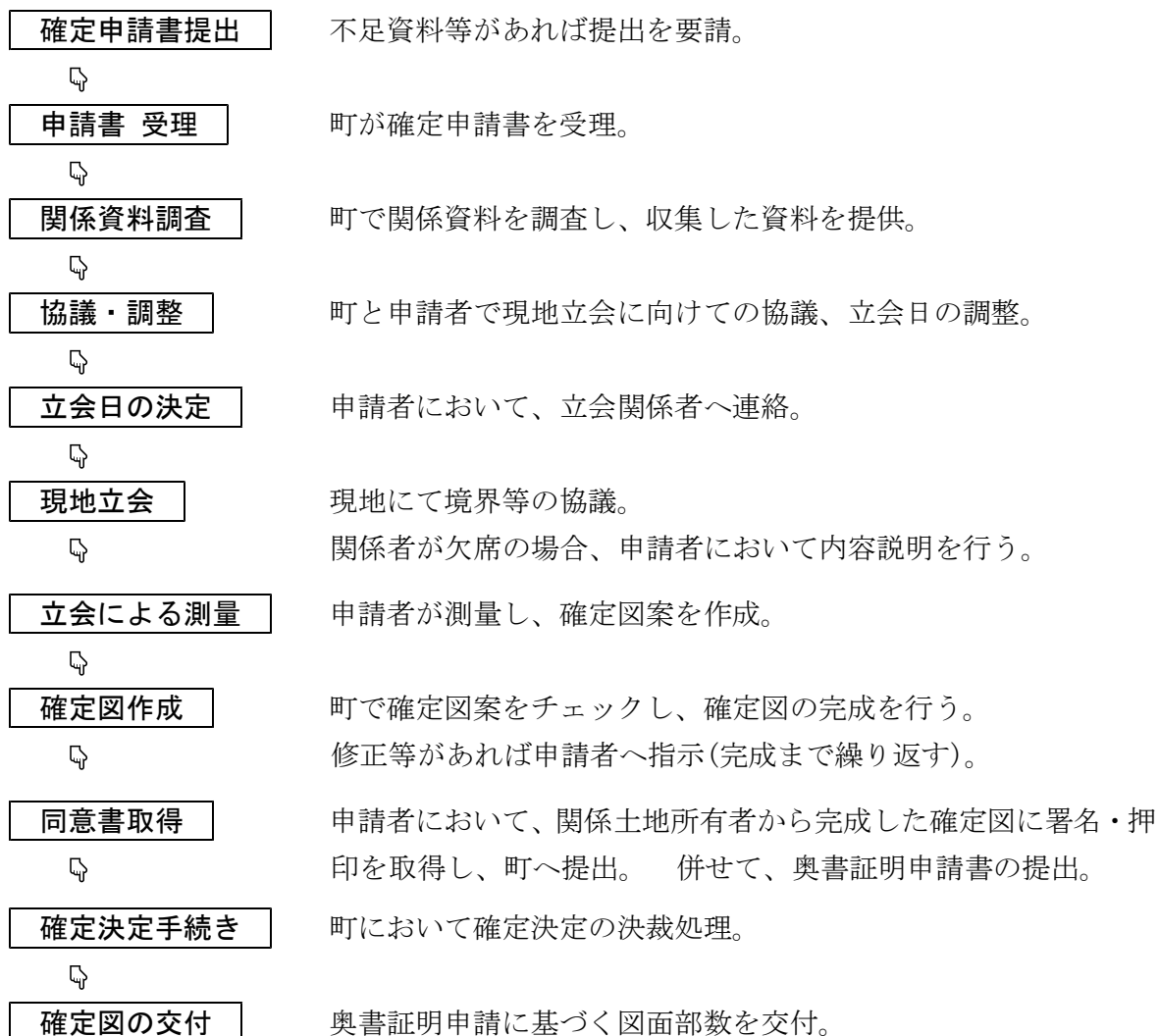
・隣接土地と公共用地との土地境界を確定するものです。

(2) 道路区域確定申請

・隣接土地と道路の区域との区域界を確定するものです。

2. 確定業務の流れ

各確定申請書提出から確定図面交付までの一般的な流れは、次のとおりです。



※ 確定に必要な期間(受理から確定図の交付まで)は概ね3カ月程度です。

3. 確定申請における注意事項等について

申請等に当たっては、下記に記載の各事項にしたがって行ってください。

なお、不明な点等は、建設課管理係境界明示担当へ問い合わせください。

(1) 申請者

- ・ 確定の申請ができる者は、次のとおりです。
 - 公共用地に隣接する土地所有者(本人申請)
 - 申請から合意までに関する権限及び証明書の申請・受理について、公共用地に隣接する土地所有者から委任を受けた代理人(代理人申請)

(2) 確定申請書作成

- ・ 「官民土地境界確定申請」と「道路区域確定申請」では、申請書様式が異なりますので、申請内容にあった様式で申請願います。
- ・ 申請にあたっては、申請様式裏面の記載事項をご覧ください。
- ・ 本町では、確定申請での確定図交付は行っておりません。
後記(7)に記載の 奥書証明申請書 での交付となります。

(3) 協議・調整

- ・ 町で関係資料を調査し、収集した資料を提供しますので、申請者において現地を確認するとともに、提供資料に基づき関係する境界等の復元を行っていただきます。
- ・ 立会日については、前記事項の状況を踏まえ調整することとなります。
- ・ 立会日が決定した際は、申請者において立会関係者へ連絡を行っていただきます。
(立会関係者とは) 隣接土地所有者・自治会・水利組合 など

(4) 現地立会

- ・ 現地において、立会関係者と境界等の協議を行います。
- ・ 立会関係者が欠席の場合、申請者において協議内容等の説明を行ってください。

(5) 立会協議に基づく測量(境界等測量)

- ・ 立会協議の成立確認後、申請者において、(4)で設置した境界杭等の測量を行う。

(6) 確定図の作成

- ・ 申請者は、(5)で行った測量に基づき 確定図(案)を作成し、町へ提出する。
- ・ 町は、提出された 確定図(案)をチェックし、確定図の完成を行う。
《 町のチェックで修正等があれば申請者へ指示を行う。(完成まで繰り返す) 》

(7) 同意書の取得・提出 及び 奥書証明申請書 の提出

- ・ 申請者は、同意書に(6)で作成した確定図を添付し、申請者及び隣接土地所有者の自署及び押印(図面との割印を含む。)の取得を行う。
なお、押印については、申請者は 実印、隣接土地所有者等は 認印 とする。
- ・ 申請者は、前記で取得した 同意書 1 部 と 確定図 3 部(正 1 部・副 2 部)を町に提出する。
- ・ 申請者は、確定図の交付に必要な 奥書証明申請書 と 必要部数の確定図 を前記と同時に提出を行う。

(8) 境界等確定決定の手続き

- ・ 町は、(7)で提出された同意書等により 確定決定の決裁処理 を行うとともに、確定図の交付手続きを行う。(概ね 2 週間程度)

(9) 確定図の交付

- ・ 奥書証明申請に基づく確定図部数の交付を行う。(1 部 3 0 0 円)